

IBを利用した不正な資金移動による被害への補償対応について

1. 補償の概要

当金庫では、インターネットバンキングを利用した不正な資金移動等によってお客さまの大切なご預金等が不正引き出されることがないように対応しておりますが、万一、このような被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

2. 補償の上限額

個人のお客さま	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
法人のお客さま	3,000万円を上限として被害額を補償いたします。 なお、お客さまが電子証明書方式やウイルス対策ソフトをご利用されていない場合など、補償の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

3. 補償の前提となる条件

つぎのすべてに該当する場合が補償の前提となります。

- (1) IBを利用した不正な資金移動による被害に気付かれた後、速やかに、ご通知いただいていること。
(IB被害が、不正取引に係る通知日の30日前の日以前に発生していた場合は補償できません。)
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから遅滞なく十分な説明が行われていること。
- (3) 警察に被害を届出て、被害事実等の事情説明を行っていること。

4. 補償の対象とならない場合

- (1) 当庫が提供する電子証明書サービス（法人向けIB）またはトーク式ワンタイムパスワード（個人向けIB）を利用していない場合
- (2) メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用している場合
- (3) セキュリティ対策ソフトを導入していない場合、また導入しているが最新の状態に更新していない場合
- (4) 本人が他人にID・パスワードを知らせたり、安易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合
- (5) 金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
- (6) ご住所、お名前、電話番号等の変更に係る当金庫所定の手続きが行われていない場合
- (7) お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- (8) お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人または会社関係者が加担した不正な取引であることが判明した場合
- (9) 被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合
- (10) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正な資金移動による被害が発生した場合
- (11) その他本人に上記と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

5. 補償を減額する場合

- (1) ID・パスワードを容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、お客様カード等とともに携行・保管していた場合
- (2) ログインした状態で操作端末・パソコン等から離れた結果、被害に遭った場合
- (3) 当庫が提供するセキュリティサービスを利用していない場合
- (4) パスワードを定期的に変更していない場合
- (5) その他本人に上記と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

6. 不正な資金移動等にお気づきになった時の連絡先

	曜日	受付時間帯	連絡先
平日	営業時間内	8:45~17:00	お取引店舗または神戸信用金庫カード紛失等受付センター(0120-16-8098)
	営業時間外	17:00~翌8:45	しんきんATM監視センター(カード紛失共同受付センター)(06-6454-6631)
土曜・日曜・祝日		終日(24時間)	または神戸信用金庫カード紛失等受付センター(0120-16-8098)

(注)上記の補償に係る基準につきましては、お客さまに事前に通知することなくホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更となる場合がありますことをご了承願います。

夢ある未来のお手伝い! 親近バンク

神戸信用金庫

www.shinkinbank.co.jp